

藤沢市公共的施設等における受動喫煙防止を推進するための ガイドラインの改定について

1 これまでの検討経過

平成28年7月に策定した「藤沢市公共的施設等における受動喫煙防止を推進するためのガイドライン」について、令和2年4月に全面施行される「健康増進法の一部を改正する法律」、及び「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の改正に合わせ、令和元年12月市議会定例会厚生環境常任委員会において、ガイドラインの改定（案）の報告を行いました。

委員会での意見や、パブリックコメント及び藤沢市タバコ対策協議会における協議を経て「藤沢市公共的施設等における受動喫煙防止を推進するためのガイドライン」としてとりまとめましたので報告いたします。

2 パブリックコメントの実施結果

- (1) 実施期間 2019年（令和元年）11月1日（金）から
11月30日（土）まで
- (2) 意見提出者及び項目数 3人 8件

3 パブリックコメントの内容

別添資料3のとおり。

4 意見の反映及び修正、追加

「5 公共的な場所（屋外）における受動喫煙防止対策の推進」について、健康増進法の改正内容に合わせ、一部修正をするとともに、令和元年12月市議会定例会厚生環境常任委員会での意見をもとに、「受動喫煙への配慮」の標識デザインを追加しました。



「受動喫煙への配慮」の標識(案)

5 今後のスケジュール

- 令和2年4月 ガイドラインの改定施行
- ガイドライン概要版の作成
- ホームページ、広報等で市民周知

6 藤沢市公共的施設等における受動喫煙防止を推進するためのガイドライン (改定案)

別添資料2-1のとおり。新旧対照表については、資料2-2のとおり。
ガイドライン概要版(案)は、資料4のとおり。

以上